

平成 21 年度
北海道の施策および
予算に関する要望

平成 20 年 12 月

北海道経済連合会

平成 21 年度北海道の施策および予算編成にあたり、
北海道産業経済活性化に向けた別記事項について
要望いたします。

平成 20 年 12 月

北海道経済連合会

会長 近藤 龍夫



目 次

1.	行財政改革の推進	2
2.	ものづくり産業の育成・振興	2
3.	産業人材の育成	3
4.	バイオ関連産業の振興	3
5.	中小企業の育成・振興	3
6.	産業クラスター創造活動の推進	4
7.	北海道観光の振興	4
8.	食関連産業の振興	5
9.	認定商品(製品)の積極的活用	6
10.	循環型社会の形成	6
11.	低炭素社会とエネルギーの安定供給の実現	6

要 望 事 項

1. 行財政改革の推進

- (1) 将来を見据えた抜本的な行財政改革の実施により、効率的で迅速かつ実効ある組織・体制を構築すること。
- (2) 長期的な視点に立った、活力ある地域社会形成に資する支庁制度改革を進めること。
- (3) 道立試験研究機関およびその出先機関の効率的で実効ある体制の再構築を進めること。
- (4) 関与団体および出先機関(試験研究機関の出先機関を除く)の機能・実効性を精査のうえ、見直しを進めること。
- (5) 市町村合併は、地方分権改革の推進および道州制の導入を見据え、かつ北海道の地域特性を考慮しつつ積極的に促進すること。

2. ものづくり産業の育成・振興

- (1) 「北海道産業振興条例・規則」について、特定戦略分野(自動車・電気電子・医薬品)の増設に関わる補助要件(投資額・雇用増)を緩和すること。

また、環境配慮型次世代自動車(クリーンディーゼル車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車・電気自動車等)の寒冷地仕様に関わる研究・開発拠点の立地を促進するため、当該事業について助成率および限度額を引き上げること。

- (2) ものづくり産業の振興・発展による産業構造の転換を強力に進めるためには、北海道立工業試験場および北海道立食品加工研究センター等のものづくり技術支援機関の果たす役割は極めて重要であり、独立行政法人化に際して予算と人員を重点的に配分すること。

3. 産業人材の育成

- (1) 「ものづくり産業人材育成ネットワーク」を十分に機能させ、各機関が有する経営資源（人・教育用設備・育成プログラム等）の有効かつ効率的な活用を図ること。

4. バイオ関連産業の振興

- (1) 北海道の農林水産物等を活用した健康食品については、有用性情報等を表示できる仕組みを整備するよう、引き続き国に対して規制緩和を働きかけてゆくとともに、特区提案として北海道独自の表示を含めて検討すること。

5. 中小企業の育成・振興

- (1) 「中小企業競争力強化促進事業」の助成制度を継続すること。
- (2) 地場中小IT企業の受注拡大に向けた「IT産業ビジネス展開促進モデル事業」の継続と充実に取り組むこと。
- (3) 単年度予算とされる「地域産業IT利活用促進モデル事業」を来年度以降も継続すること。

6. 産業クラスター創造活動の推進

- (1) 「北海道産業クラスター創造活動」および「北大リサーチ&ビジネスパーク構想」に対する資金支援および人的支援について、少なくとも現状水準を維持すること。
なお、特に、(財)北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団)への資金支援および人的支援について、少なくとも現状水準を維持すること。
- (2) (独)中小企業基盤整備機構の「北海道大学連携型起業家育成施設(北大ビジネス・スプリング)」の利用者に対する賃料補助の支援を継続すること。

7. 北海道観光の振興

- (1) (社)北海道観光振興機構に対する予算配分の強化および各事業分野における予算の細分化・固定化を廃止し、弾力的な執行を可能とすること。
- (2) 観光振興に大きな影響を与える本州と道内各空港を結ぶ路線の維持に努めること。
- (3) 国際航空路線の維持および新規路線の誘致に努めること。
- (4) 特定免税店制度の実現に努めること。

8. 食関連産業の振興

- (1) 下記の施策を通じて品質が管理され、付加価値のある商品開発を推進するとともに、消費者にとって魅力ある商品としてアピールできる仕組みづくりに努めること。
- ① 道内食関連産業の高度化に向けて、中小企業地域資源活用プログラムおよび農商工連携を使い、道内食関連産業のハンデキャップ（小規模、季節による生産変動、ロジスティック等）を踏まえたきめ細かな支援に努めること（支援施策に関する情報提供、販売・マーケティング等に関するノウハウの提供、成功事例の紹介、人材の育成・確保、研究・技術開発支援等）。また、これらの支援施策をより効果的に推進していくため、関連する組織体制を精査し、必要に応じて相応しいものに見直していくこと。
 - ② 道産食品の認証・登録制度については、既存制度の整理・統一を行い、消費者にとって分かりやすく、かつ利用する事業者から魅力のある制度とすべく見直しを検討すること。また、見直し後の制度は、認知度向上のため、認証事業者との連携等によるPR活動を強化すること。
 - ③ 道産食品の安全管理レベルの向上を推進するため、生産から販売に至るフードチェーンの各段階における生産者・事業者への安全管理手法の導入促進に努めること。
- (2) 北海道洞爺湖サミット開催時における道産商品への評価を活かし、内外への情報発信と販路拡大に一層努めること。特に、今後の国際会議の開催に合わせた観光振興と連携した情報発信と

販路拡大に努めること。

9. 認定商品(製品)の積極的活用

- (1) 各部局および出先機関は、地産地消の考え方に基づき、「新商品トライアル制度」による認定商品の購入および「北海道リサイクル製品認定制度」による認定製品の利用を積極的に進めること。

10. 循環型社会の形成

- (1) 循環資源利用促進税事業の積極的なPR・内容の工夫等を行い、同事業の活用促進を図り、循環型社会の形成に向けた取り組みを着実に進めること。
- (2) 「北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則」における各種申請や届出について、手続きが煩雑にならないようにすること。特に、産業廃棄物を循環的に利用するために道外から持ち込むケースにおいては、産業廃棄物の種類や処理内容等について、初回の申請以降変更がない場合には、2年目以降の手続きを可能な限り簡素化すること。

11. 低炭素社会とエネルギーの安定供給の実現

- (1) 原子力発電の推進とエネルギー資源リサイクルに向けたプルサーマル計画の着実な取り組みを進めること。

以 上